

2005年7月8日

EditNet 株式会社

いわゆる「ワンクリック詐欺」と認められる web サイトへの対応について ～「架空請求メール都民通報制度」による利用停止の実施～

弊社のサービスを利用していわゆる「ワンクリック詐欺」の web サイトを開設している契約者に対し、弊社は本日契約解除を前提とした利用停止を実施しました。

今回の利用停止は、東京都生活文化局消費生活部取引指導課が実施する「架空請求メール都民通報制度」により行政庁(東京都)から7月7日に寄せられた報告に基づくもので、弊社としては初の報告・対応事例となります。

いわゆる「ワンクリック詐欺」等の事例については、ISP 事業者における違法性の判断が難しく、自主的な判断のみによる利用停止等の措置は難しい場合が多いと考えられます。

東京都生活文化局では、「架空請求メール都民通報制度」により、通報を受けた web サイト等の違法性を判断したうえで各 ISP 事業者に通知するスキームを実施しています。

弊社サービスを利用して立ち上げられた web サイトにより「ワンクリック詐欺」等が行われている web サイトを発見された方、これらの web サイトを宣伝する迷惑メールを受け取られた方、実際に架空請求を受けられた方は、ぜひ「架空請求メール都民通報制度」により東京都に通報してください。

(東京都生活文化局 URL <http://www.anzen.metro.tokyo.jp/net/>)

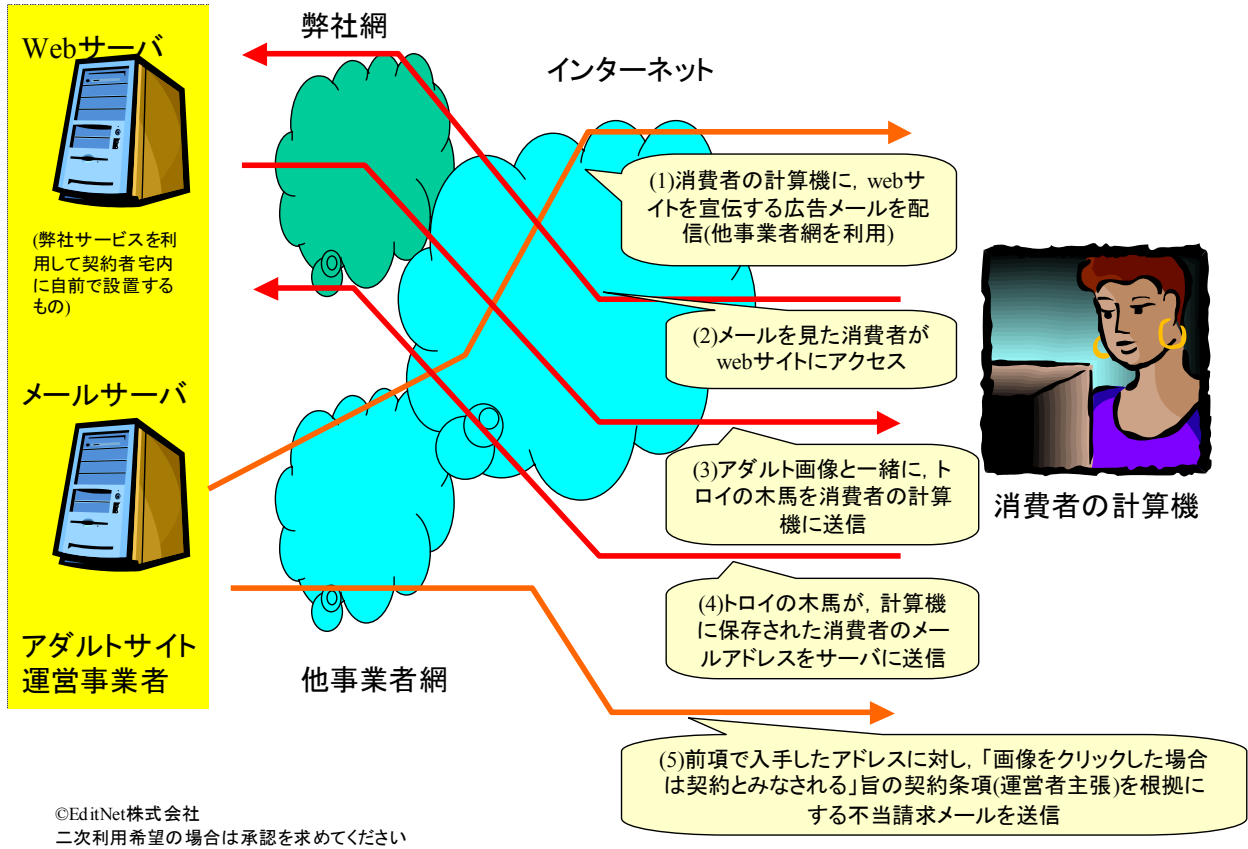
※都外にお住まいの方も通報できます。

弊社は、この制度により通知された web サイトを開設している契約者について、可能な限り利用停止等の役務提供拒否を実施していきたいと考えています。

なお、今回の事案の概要、今回の対応に関する弊社の考え方は、別紙のとおりです。

※今回の利用停止事例については、従来と異なる新しいスキームにより迷惑メール等への対処を行った事例であることから、他事業者における対応の参考に資するため、ならびに一般利用者に「架空請求メール都民通報制度」に関する周知を図るため、例外的に事案の概要ならびに弊社の考え方を公表するものです。

事案の概要



今回の事案の概要は上記パターンの通りです。

東京都生活文化局からの要請文では、当該 web サイト(により行われる一連の営業活動)が特商法 14 条(意に反して契約の申し込みをさせようとする行為)違反である旨の見解が添えられていました。

しかし、特商法 14 条の規定は、「意に反して契約の申し込みをさせようとする行為が行われている場合で、消費者の利益が害されるおそれが認められる場合に、主務大臣が是正の指示を行うことができる」という趣旨のものであり、ここに主務大臣の裁量が認められていることから、少なくとも現段階で法令違反が認められると弊社で判断できない事情があります。

この点については、都と協議の上、

- 当該行為が経済産業省が「特商法違反事例」として同省 web サイトに例示する事例(同省としても大臣の是正指示などを想定していると思われる事例)にまさに該当していること。
- トロイの木馬をダウンロードさせるなど、消費者の意に反してメールアドレスを取得するなど、態様が悪質であると認められること。
- 上記のことから、一連の行為が特商法 14 条に該当することならびに現にトロイの木馬を流布するなど緊急に弊社における役務提供拒否等の措置をとることが被害の拡大を防ぐために止むを得ないと認められること。

の 3 点を判断のうえ、緊急止むを得ない措置として即時利用停止を実施することを決定し、措置の実施とともに当該契約者にその旨の通知を行いました。

(今回の対応に関する弊社の考え方)

1. いわゆる「ワンクリック詐欺」等の web サイトに対する弊社の考え方

いわゆる「ワンクリック詐欺」等への対応については、違法性の判断が難しく、必ずしも電気通信事業者による自主的な判断による役務提供拒否による対応になじむものではないと考えられます。

本来迷惑行為の排除は法律に従って行政処分または刑事処分の手続により行われるべきものと考えております。電気通信事業者は通信の内容や違法性等の判断に立ち入る権限もなければ責務の範囲でもありませんし、通信の自由の見地から事業者の判断で安易に役務提供拒否を行っていいものでもありません。

電気通信事業法により、電気通信事業者は利用者に対して不当な差別的取扱いを行うことが禁じられているほか、提供条件において電通通信回線設備の仕様の態様を不当に制限することが禁じられています。正当な理由なく役務提供拒否を行うことは、これらの規定に抵触する可能性があります。

弊社においては、法令に違反しかつ多数の利用者の迷惑に直接つながる行為などのうち、事業法等に照らし事業者が役務提供拒否を行うことが可能であると考えられる場合に、当該迷惑行為を抑止するために必要な限度において利用停止などの役務提供拒否を実施しています。

2. 都が実施する「架空請求メール都民通報制度」について

東京都が実施する「架空請求メール都民通報制度」においては、東京都が架空請求等の事実を経済産業省が事前に公表する特定商取引法(特商法)違反事例に該当するものとして認定し、web サイトの内容、架空請求が行われるしくみなどについて一定の事実関係を調査の上各 ISP 事業者に対応を要請するスキームとなっています。

特商法違反の判断については、事実関係の確認および法令の解釈等の必要性から電気通信事業者における自主的な判断が難しいと考えられていたところ、このスキームにより各事業者における自主的対応の可能性が高くなるものと考えられます。

電気通信事業法を所管する総務省では、このスキームにより通知を受けた web サイトを開設する契約者について、特商法違反を理由として役務提供拒否を行うことが、原則として電気通信事業法に抵触しない旨の見解を示しています。(平成 17(2005)年 5 月 26 日付け、社団法人日本インターネットプロバイダー協会への協力要請文)

弊社ではこれを受け、「架空請求メール都民通報制度」による東京都からの要請に対して可能な限り迅速な対応を行ってまいります。

なお、当該要請文書の書きぶりからは、「web サイトの削除」など、ISP のホスティングや共用 web サーバを利用する契約者を想定するようにも見受けられます。しかしながら、弊社における類似事案の多くは契約者が自前で web サーバを立ち上げる態様であり、接続アカウント自体の利用停止が常に「必要最小限度の措置」であるとは限らない懸念もあります。今後、総務省との連携のもと対応可能性を検討してまいりたいと考えます。